

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 経営企画課		093-582-3135			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度水道会計システム運用保守業務	NCD株式会社 福岡ソリューションサービス部	24,068,000	令和6年3月29日	本業務は、パッケージ製品に対して、本市向けに相当量のカスタマイズを実施したシステムを構築した日本コンピューター株式会社から、システムに関するすべての著作権を引き継いだNCD株式会社が実施する運用保守作業である。 相当量のカスタマイズが行われた資産に対する運用や保守については、すべての著作権を引き継いだ本業者でしか対応できないため、特命随意契約とするもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

- 公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 営業課	093-582-3623				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
上下水道お客さまセンター 通話録音装置設置業務委託	西日本電信電話株式会社北九州支店	2,750,000円	令和5年11月17日	NTTの既存電話設備と密接不可分な関係にあり、同一の者以外で責任区分が不明確になり適切な業務履行が達成できないため。	公営企業法施行令第6号	2,772,000円	
下水道生活保護減免制度廃止に伴う電話対応業務委託	第一環境 ケイ・イー・エス共同企業体	1,540,000円	令和6年3月1日	現に他の業務を履行中の者に、当該業務を連携又は一体的に履行させることにより、委託期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利とみられるとき。	公営企業法施行令第6号	1,570,558円	
令和6年度上下水道局ホームページ開閉栓受付システム運用保守業務	株式会社インフォメックス	2,849,000	令和6年3月25日	上下水道局ホームページ開閉栓受付システムは株式会社インフォメックスが構築したものであり、システムの排他的権利を有しており、ホームページの構成、内容等を熟知している。 そのため、当該システムの円滑な運用保守業務を履行できるのは当該業者の他にないため、随意契約とするもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
令和6年度上下水道料金システム運用・保守業務	日本電気株式会社九州支社	月額 6,848,600円	令和6年3月28日	現在、上下水道局で利用している水道料金システムについては、同システムの利用権及び運用範囲の限定に係る権利は上下水道局に帰属するものの、著作権については本システムを構築した日本電気株式会社九州支社が保持している。 円滑なシステム運用・保守にあたっては、当該システムの著作権を有し、かつ構成等を熟知している業者でないと実施出来ないため、当該業者と契約するもの。	特例政令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	年額 82,183,200円
令和6年度宗像地区上下水道料金システム運用・保守業務委託	富士通Japan株式会社北九州支店	3,319,140	令和6年3月29日	本業務は、平成28年3月3日付で宗像地区事務組合と締結した、「宗像地区事務組合水道事業等の営業業務に関する覚書」の規定により、宗像地区事務組合がライセンスを所有する料金システムソフトウェア開発会社である当該事業者と随意契約を締結するよう契約の相手方があらかじめ特定されているため。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 広域事業課		093-582-3141			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度小文字一丁目樹木剪定業務委託	北九州市森林組合	1,980,000	令和5年10月11日	当該地は、森林計画区域内にある市営林のため、北九州市営林規則第10条第3項により、森林組合または市長が指定した者に請け負わせるものとするが、指定した者がいないため当該業者に特定された。（特命随意契約）	公営企業法施行令第2号	1,980,000	

（注）「根拠法令※」は次のように記入しています。

- 公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 計画課	093-582-3062				
件 名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備 考
AIを用いた水道管路劣化診断業務委託	FractaJapan株式会社	19,993,600	令和6年2月19日	本業務は、契約の目的や性質上、質が優れたものを評価する必要があることから、受託候補者の特定に公募型プロポーザル方式を採用した。 その結果、FractaJapan株式会社は優れた提案を行い、最も評価が高かったため、受託候補者に特定されたことから、FractaJapan株式会社へ委託するものである。	公営企業 法施行令 第2号	19,993,600	
倉庫資材管理業務委託	北九州管工事協同組合	30,267,600	令和6年3月22日	本業務は、水道事業で使用する管やバルブ等の支給材料及び水道メーターを管理するものである。 業務内容は、納品業者からの納入や請負業者への払出等を行うとともに、上下水道局が行う納品業者への発注の調整や、請負業者の払出等の調整、支給材料等の在庫数量や配置状況の確認、倉庫等の維持管理を行うものである。 業務の円滑な実施にあたっては、支給材料等に関する専門的な知識や水道の実務知識を有する必要がある。 北九州管工事協同組合は、市内の指定水道工事店が多数加盟している官公需適格組合であり、水道工事及び支給材料等の専門知識を有するとともに納品業者（又は資材の配送業者）や請負業者との調整力もあり、現場の状況等を十分に把握し円滑に本業務を実施することのできる唯一の業者であることから、北九州管工事協同組合へ委託するものである。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

〔注〕「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 計画課	093-582-3062				
件 名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備 考
量水器等購入事務補助他管理業務委託	第一環境 ケイ・イー・エス共同企業体	11,272,800	令和6年3月25日	本業務は、上下水道局で行う量水器関連及び貯蔵品・直購入品関連の補助業務である。 量水器関連の主な業務内容は、量水器購入事務補助、量水器の払い出し、関連するリスト作成及び固定資産台帳関連業務である。また、貯蔵品・直購入品関連の主な業務内容は、貯蔵品・直購入品の購入事務補助及び管理補助業務である。 本業務の遂行にあたっては、上下水道局の水道料金システムを頻繁に使用するため、その取り扱いを熟知したノウハウが必要となる。また、お客様情報の漏洩等に対する安全性が求められると同時に、量水器関連の業務自体が広範囲の様々な部署にまたがるため、水道の専門的な実務知識や経験も求められる。第一環境ケイ・イー・エス共同企業体は、営業課所管の水道料金等徴収業務（R2～R6年度）を受託中であり、上下水道お客さまセンターにおいて水道料金システムを駆使した業務実績がありノウハウも蓄積している。また、水道料金システムの使用に際してお客様情報の漏洩等の問題もない。更には、全国的規模で量水器の出入庫管理業務や検定満期メーター交換業務、工事検査受付、給水台帳管理業務のみならず、給水装置管理や料金徴収事務も手掛けているため、水道の専門的な実務知識及び経験も申し分ない。 今回の業務委託は、上下水道お客さまセンターの業務とも密接に関連しているため、円滑な業務の実施が可能となり効果的で効率的な委託ができる。また、一体管理することにより、相乗作用による人件費の削減も可能となることから、第一環境 ケイ・イー・エス共同企業体へ委託するものである。	公営企業 法施行令 第6号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 計画課	093-582-3062				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
宗像地区水道施設維持管理等業務委託	株式会社北九州ウォーターサービス	923,255,000	令和6年3月26日	本市は、平成26年11月7日に宗像地区事務組合と水道事業包括業務委託に関する基本協定を締結し、平成28年4月から宗像地区の水道事業の受託業務を開始している。 本業務委託は、受託業務のうち、水道施設の維持管理業務（浄水場の運転・管理、給水装置の設計審査・検査、その他水道施設全般の維持管理）及び建設改良工事に関する業務（設計・監督・検査等）を行うものであり、広範に亘るものである。 本業務の実施にあたっては、宗像地区住民の重要なライフラインである水道を安全かつ安定的に供給する必要がある。このため、技術的な業務や施設に関する業務を外部委託する場合、水道事業に関する技術を有することはもとより、北九州市が企業運営に関与することで社会経済情勢や企業経営に左右されることなく業務を確実に行うことができる相手方として、株式会社北九州ウォーターサービスを活用するよう、同組合から要請された。上記より「宗像地区事務組合水道事業包括業務委託に係る業務の管理及び執行に関する確認書（平成28年2月29日締結）」第5条において、株式会社北九州ウォーターサービスの活用が明記されていることから、同社に委託するものである。 また、株式会社北九州ウォーターサービスは、本市のガバナンスの下、上下水道事業の基幹的業務の効率化・安定的な事業体制の維持を図ることを目的として設立した外郭団体である。前身である一般財団法人北九州上下水道協会時代から、数多くの本市水道業務を受託してきたことで、専門知識やノウハウを蓄積しており、漏水事故等、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができる唯一の業者である。 なお、委託金額については、日本水道協会発行の「水道施設維持管理業務委託積算要領」に基づき積算したものであり、妥当なものと判断できる。 また、本業務委託を株式会社北九州ウォーターサービスと随意契約することについては、平成28年2月12日開催の北九州市外郭団体随意契約適正化委員会において、承認を得ており、令和2年1月31日開催の北九州市外郭団体評価会議における継続審議についても承認を得ている。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
上下水道局東部及び西部工事事務所監視等業務委託	西日本ビルメンテナンス協同組合	57,816,000	令和6年3月27日	再度の入札に付したが落札者がいないことから、随意契約としたものである。	公営企業法施行令第8号	非公表 （公表することにより、業務の円滑な遂行に支障を及ぼす特別の事情がある）	

（注）「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 配水管理課	093-582-3066				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
空き家の漏水防止対策実施業務委託	第一環境 ケイ・イー・エス共同企業体	583,814	令和5年11月10日	対象者への同意なく実施するうえ、作業対象としている水栓に対しても、水を利用しようとする者からの依頼があれば即時対応しなければならないため、料金システムの入力が不可欠である。 以上のことから、日常的に料金システムを入力しているうえ、メーター引上げ作業等の際に必要なメーター位置を的確に把握している左記業者を相手方として特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
給水装置維持管理指導業務委託	第一環境ケイ・イー・エス共同企業体	3,436,400	令和5年12月4日	本業務は、漏水調査業務に付随して、給水装置の維持管理指導を実地するものである。メーター検針と同時に実地している簡易漏水調査は、先行業務で現場の状態を熟知していることもあり、比較的低廉な価格で調査業務を実地している。そこで、簡易漏水調査と合わせて給水装置指導を行うことを検討し、簡易漏水調査を受注している左記の業者に見積もりを依頼したところ通常設計と比較して著しく有利な金額で業務遂行することができるため。	公営企業法施行令第6号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
マッピングシステム（水理解析）操作研修業務委託	株式会社ジオクラフト	1,518,000	令和5年12月12日	現在、上下水道局で利用している水道マッピングシステム及び水理解析機能で使用しているソフトウェアは㈱ジオクラフトが独自に開発したものであり、ソフトウェアの利用及び運用に係る権利は上下水道局に帰属するものの、著作権については、本システムを構築した株式会社ジオクラフトが保持している。 仮に別業者へ委託した場合に、上下水道局から提供できる資料は仕様書等のドキュメント類のみであり、プログラムのソースコードは提供することができないため、プログラムの解析やシステム構成等の把握に相当の時間と費用が必要となり、迅速かつ確実な業務遂行に支障をきたす恐れがあるため。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 配水管理課	093-582-3066				
件 名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備 考
能登半島地震応急復旧業務 委託（輪島市）	北九州管工事協同組合	20,284,000	令和6年2月14日	組合派遣に伴い「災害時における応急措置の協力に関する協議書」第5条により、「応急復旧業務委託契約書」を締結するもの。	公営企業 法施行令 第2号	19,360,000	
衛星画像を用いた漏水リスク 評価解析業務委託	株式会社天地人	9,427,000	令和6年2月16日	衛星画像を用いたりリスク評価で漏水解析を行っているのは下記契約業者の1社のみである。また、JAXA認定のベンチャー企業で令和4年度に豊田市での実績があり、必要な技術力を有しており、円滑に作業を進めることができるため。	公営企業 法施行令 第2号	10,000,000	
応急給水用具保管業務委託	北九州管工事協同組合	3,806,000	令和6年2月29日	災害による広域断水における応急給水活動のための「災害協定」の契約締結者であるため	地方公営 企業法施 行令第21 条の14第 1項第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 配水管理課		093-582-3066			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
給水装置工事審査・検査補助等業務委託	株式会社北九州ウォーターサービス	108,636,000	令和6年3月28日	本業務は水道法に基づいて行う給水装置工事の審査・検査を補助する業務であることから、関係法規や実務に関して高度の知識等を有し、かつ手続きに際し、利害関係が絡む可能性のある民間業者より公平性が確保できる事業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	継続性がある)	
マッピングシステム機能改良業務委託	株式会社ジオクラフト	7,678,000	令和6年3月29日	現在、上下水道局で利用している水道マッピングシステムで使用しているソフトウェアは㈱ジオクラフトが独自に開発したものであり、ソフトウェアの利用及び運用に係る権利は上下水道局に帰属するものの、著作権については、本システムを構築した株式会社ジオクラフトが保持している。本業務はシステムの中身を改変するため、当該システムの著作権を有し、かつ構成等を熟知している業者でないと実施出来ない。このため、当該契約を特命随意契約とするもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。
○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先			上下水道局 浄水課		093-582-3155		
件 名	契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	契 約 金 額 (円)	契 約 締 結 日	随 意 契 約 と し た 具 体 的 な 理 由	根拠 法令 ※	予 定 価 格 (円)	備 考
水道施設台帳システム点検 簿取込設定業務委託	株式会社ジオクラフト	5,500,000	令和5年10月26日	水道事業に関連する情報の一元管理を目的に水道施設台帳システムの導入を計画しており、本業務は職員が作成した点検簿を水道施設台帳システムの点検システムで運用できるようにシステムに導入及び設定を行う業務である。 ソフトウェアは（株）ジオクラフトが独自に開発するものであり、ソフトウェアの利用及び運用に係る権利は上下水道局に帰属するものの、基本システムのベースとなっているソフトウェアについては、（株）ジオクラフトが著作権を保持している。そのため、本業務は、著作権を有する（株）ジオクラフト以外では対応ができないため。	公営企業 法施行令 第6号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
監視制御システム等保守点 検業務委託	メタウォーター株式会社北 九州営業所	15,950,000	令和6年2月8日	本業務の対象となる監視制御システムは、メタウォーター株式会社が製造したソフトウェアで構築したシステムであり、保守及び故障時の対応は、設備の構造・機能を熟知した製造メーカーでしかできないため。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	長期継続契約
井手浦浄水場他監視制御シ ステム保守点検業務委託	株式会社日立製作所九州支 社北九州支店	20,130,000	令和6年2月8日	本業務の対象となる監視制御システムは、株式会社日立製作所が製造したソフトウェアで構築したシステムであり、保守及び故障時の対応は、設備の構造・機能を熟知した製造メーカーでしかできないため。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	長期継続契約
伊佐座臭気連続測定装置点 検整備業務委託	安武科学器械株式会社	3,275,800	令和6年1月26日	本業務委託は、島津製作所製の臭気連続測定装置の点検、整備及び遠隔監視を実施するものである。この装置は、水質基準の設けられた臭気物質を連続で測定するもので、粉末活性炭の注入率設定等にも関わる水処理上重要な設備である。 当該設備の点検整備業務は専門的な知識を必要とし、島津製作所から代理店として登録された業者のみが実施できるものである。福岡県北九州市で代理店登録されている業者は、実質安武科学器械（株）だけ（ほかに1社、北九州市で登録された代理店が存在するが、日本製鉄（株）限定となっている）であるため。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	長期継続契約

（注）「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 浄水課	093-582-3155				
件 名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備 考
油木エレベータ保守点検業務委託	日本オーチス・エレベータ株式会社	1,524,600	令和6年1月29日	本業務は、油木発電所に設置してあるエレベータ設備の保守点検及び遠隔監視業務を行うものである。対象のエレベータは設置環境が厳しいため一部部品を防滴仕様とし、ドア廻りや昇降路関係部品もダム施設に合わせたものを採用している等の特殊仕様である。 また油木発電所は無人施設であり、事故が発生した場合、発見の遅れにより人命に関わる可能性があるため安全性の確保が必須である。さらに緊急時には遠隔監視設備による対応及び迅速かつ確実な処置が求められる。油木発電所の環境に合わせて製作されたエレベータについて責任を持って業務を遂行できるのは、製造メーカーであり保守点検業務および定期修繕工事を請け負ってきたシンドラーエレベータ(株)からサービス事業について事業取得を行った本業者のみである。また、故障や事故が発生した場合の責任区分を明確にしておくためにも本業者に特命随意契約とするもの。	公営企業 法施行令 第6号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	長期継続契約
多礼浄水場他自家用電気工作物保安管理業務委託	一般財団法人九州電気保安協会 北九州支部	1,650,000	令和6年1月29日	本業務委託は、電気事業法に基づき、浄水場及び取水場の電気設備の保安を確保するものである。 浄水場及び取水場は、市民生活に欠かせないインフラである水道水を供給する非常に重要な施設である。電気設備の故障等による停電は、たとえ短時間であっても施設の機能停止の原因となり、消毒設備等の停止による水道水の汚染や送水設備の停止による広範な断水が発生すれば、市民生活への影響は甚大なものとなる。 以上のことから、本業務委託の履行に当たっては電気設備の保安に対する高度な知識は勿論のこと、緊急時対応への機敏性・組織的な対応力の確保が求められるため、次のような条件が必要となる。 ①対象電気工作物毎に異なる保安業務担当者を選定すること。 ②緊急時には1時間以内に対象施設に到着できること。 ③年間を通じて発注者と常時連絡（24時間）をとれる体制にあること。 ④浄水場での保安業務経験が過去2年間のうちにあること。 ⑤指揮命令系統が整っている電気保安法人であること。 以上の条件をすべて満たしている本協会に特命随意契約とするもの。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	長期継続契約

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 浄水課	093-582-3155				
件 名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備 考
排水処理施設運転整備等業務委託	株式会社北九州ウォーターサービス	145,121,020	令和6年3月21日	本業務は、市民の重要なライフラインとしての水道を24時間間断なく安定的に安全な水を供給する浄水場の浄水処理工程の一部である排水処理施設の運転業務である。排水処理施設の業務は浄水処理業務と連動しているため、通常時はもとより事故や災害時にも適切に対応しなければ、浄水処理に支障をきたし市民生活への給水に重大な影響を与えることになる。 そのため本業務の履行可能な者の条件としては、高い水道技術を保有していることだけではなく、本市独自の水事情や水道施設に関して市職員に準じたノウハウや専門知識が要求される。 （株）北九州ウォーターサービスは、本市のガバナンスの下で上下水道事業の基幹的業務の効率的・安定的な事業体制の維持を図ること等を目的に一般財団法人北九州上下水道協会が外郭団体に移行した法人であり、同協会としての期間を含め、本市上下水道局独自の水事情や施設に精通し、過去、本市上下水道局の業務を多数請け負ってきたことで、ノウハウを多く蓄積し事故時でもその経験と知識に基づき迅速かつ的確な対応が可能であり、本業務に必要な条件を満足する唯一の業者であるため。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	長期継続契約
井手浦浄水場運転監視等業務委託	株式会社北九州ウォーターサービス	109,560,000	令和6年3月21日	本業務は、安定的に安全な水を供給するための浄水場運転業務である。 業務を行うにあたっては、通常時はもとより事故や災害時にも適切に対応しなければならないため、高い水道技術のみならず、本市独自の水事情や水道施設に関してのノウハウや専門知識が要求される。 同社は、これまでに多くの関連業務を請け負ってきた経験を通じて、本市独自の水事情や施設に関する専門知識やノウハウを多く蓄積しており、事故や災害時でも、その知識とノウハウに基づき、迅速かつ的確に対応が可能である唯一の業者であるため。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	長期継続契約
藍島配水設備点検整備業務委託	藍島環境サービス	3,630,000	令和6年3月4日	本業務は藍島配水施設全般にわたる機械設備、電気計装設備、送配水管路および弁類等の配水設備を維持管理、緊急時保守するものである。維持管理等は、水質管理、水処理技術および配水管路維持管理等の知識や実務経験を要するものである。また、緊急事故対応には離島における海上交通の利便性から、受注者には島内業者で且つ業務の履行が適正に行えるものが要求されるため。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	長期継続契約

（注）「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先	上下水道局 下水道計画課	093-582-2480
-----------	--------------	--------------

件 名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備 考
令和5年度内水監視システム拡張業務委託	株式会社福山コンサルタント	1,936,000	令和5年11月20日	水位計等の機器及びシステムを選定するにあたり、国土交通省が推進する危機管理型水位計に使用された水位計と同程度の性能を有する機器から、下記の要求性能を満たすものについて委託内で比較検討を行った。 （１）水位計は、「直接式（水圧式）」であること。 （２）カメラは、「夜間視認性」及び「市街地への設置容易さ」を重視。 （３）システムは、将来の各種データ連携を見据え、WEBサーバへデータ送信可能なWebAPI対応が現地デバイス側（水位センサー側）にて可能であること。 上記３点に加え、設置後の維持管理を含めた検討を行った結果、条件を満たすシステムとしては、市内に本社を有する（株）福山コンサルタントが開発した内水監視システムに特定されるため、（株）福山コンサルタントと随意契約するもの。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
管更生工事シミュレーション機能他改定業務委託（令和5年度）	株式会社九州日立システムズ	6,875,000	令和5年12月4日	本委託業務は、土木積算システムにおいて、現在稼働している管更生工事に関するシミュレーションシステムの基準改定（既存工法）を行う業務である。 （株）九州日立システムズは、本市の土木積算入力システムを開発当初から携わり、経年の改定内容を把握した業者で、既設のシステムと密接不可分の関係にある。他業者が受注者となった場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、システムの維持が不可能となる。 以上の理由から、本市積算システムの開発を行い、ネットワーク機器に精通するとともに運用保守を専門とする（株）九州日立システムズと随意契約するもの。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
下水道資材単価調査業務委託	一般財団法人建設物価調査会	9,229,000	令和5年12月4日	本業務は、下水道施設の整備、修繕及び改修工事等の工事費の算出に必要な下水道資材の市場価格を調査する業務である。 調査対象資材の流通範囲が全国にわたるため、豊富な調査手法を有し、かつ価格調査の経験や広域な情報量を有する物価調査機関として、（一財）建設物価調査会及び（一財）経済調査会の２社による指名競争入札を行う予定であった。 しかし、上記２社に本業務に関する見積を依頼したところ、（一財）経済調査会より、現状の調査体制では本業務の遂行が不可であることを理由に見積辞退の申し出があった。 本業務については、上記２社以外に業務を遂行出来る者はいないため、（一財）建設物価調査会と随意契約するもの。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先	上下水道局 下水道計画課	093-582-2480
-----------	--------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
昭和町雨水貯留管（分水施設No.4）築造工事構造検討業務委託	株式会社N J S	3,300,000	令和6年2月5日	本業務委託は、昭和町雨水貯留管（分水施設No.4）築造工事の追加検討を行うものである。貯留施設への接続部の施工において、やむを得ず当初予定していた位置と異なる位置で接続することとなったため、構造検討が必要となった。 （株）NJSは、当貯留施設のシールド管の当初設計を行っており、この業務と一体的に行うことで、特殊工法における設計思想の一貫性を持たせることができる。また、準備等の期間短縮及び資料収集や事前調査等の費用削減を図ることができ、効率的な業務遂行が可能となる。 さらに、昭和町雨水貯留管は梅雨時期前の供用開始予定であるため、当初設計業務を行っていない他の業者では調査等の準備期間を短縮できないことから、期限までの業務完了が不可である。 以上のことから、（株）NJSと随意契約するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
令和6年度内水監視システム運用業務委託	株式会社福山コンサルタント	2,596,000	令和6年3月28日	本業務は、令和3年度に実施した「北九州市内水監視システム構築業務委託」及び「内水監視システム水位計設置工事」にて構築した「内水監視システム」について、適正に機器が機能するよう保守点検を含めた運用を行うものである。 「内水監視システム」は、観測センサ設備にて観測した水位をWeb上でリアルタイムに表示するなどの機能を有しており、（株）福山コンサルタントが「北九州市内水監視システム構築業務委託」を受注し開発を行ったものである。また、観測センサ設備についても、（株）福山コンサルタントの仕様に基づくものである。 よって、「内水監視システム」の運用業務は、システムを開発した（株）福山コンサルタントに限られるため、（株）福山コンサルタントと随意契約するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 下水道計画課	093-582-2480				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
排水設備工事審査補助等業務委託	株式会社北九州ウォーターサービス	62,964,000	令和6年3月28日	（株）北九州ウォーターサービスは、本市のガバナンスの下で上下水道事業の基幹的業務の効率的・安定的な事業体制の維持を図ること等を目的に、（一財）北九州上下水道協会が外郭団体に移行した法人であり、同協会としての期間を含め、永年にわたり本市の上下水道事業に関わる収納業務や施設管理業務、排水設備工事審査補助業務など行政行為を補完する業務の実績を持つとともに、本市下水道行政に精通し、専門知識や技術を有した職員を活用している。 排水設備工事審査補助業務、水洗化普及・勸奨業務、指定工事店、責任技術者登録事務業務は、下水道法に準じ、それぞれ排水設備工事の計画確認及び完了検査、水洗便所の改造指導及び資金融通等に関する相談、有資格者に係る検査といった行政行為を補完する業務を主たる内容としている。 そのため、業務の執行にあたっては、関係法令を踏まえた高度な知識や実務経験、公平性の確保が求められている。また、水洗便所への改造指導等と排水設備の計画確認・完了検査に関する業務は、相互に関連性が高いため、密接不可分である。 以上のことから、現時点において本業務の履行が可能なものは、当該事業者に限定されるため、（株）北九州ウォーターサービスと随意契約するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のように記入しています。

- 公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 施設課	093-582-2485				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
日明浄化センター脱硫剤処分業務委託（その2）	株式会社ダイセキ	43,000円/トン	令和5年10月18日	本業務は、汚泥処理で発生する消化ガスの脱硫後に発生する使用済の脱硫剤（産業廃棄物）を中間処理し、資源リサイクルを行う業務である。 使用済み脱硫剤は、特性上、自己発熱性を有し発火する可能性があるとともに粉じん発生により大気中に飛散する可能性があることから、処理に特殊な技術等が必要である。 現在、市内登録業者で特殊な技術等を有し使用済み脱硫剤を受入れできるのは、株式会社ダイセキのみである。 以上から、株式会社ダイセキと特命随意契約するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	単価契約 予定総額 1,182,500円
設備保全システム台帳情報更新業務委託	日本水工設計株式会社 九州支社	3,300,000	令和5年11月15日	本業務は、設備保全システムについて機器類の台帳や図面情報等を追加・更新する業務を行うものである。 この設備保全システムは、日本水工設計株式会社で開発されたものであり、このシステムの技術内容は一般に公開されていない。そのため、開発業者である日本水工設計株式会社でないと本業務を行うことが出来ず、今回の業務履行ができない。 よって、当該業者に特命とするもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
曽根浄化センター他23箇所自家用電気工作物保安業務委託	一般財団法人九州電気保安協会 北九州支部	15,227,520	令和6年3月13日	本業務は、電気事業法に基づき、浄化センター、ポンプ場の電気設備の保安を確保するものである。 浄化センター及びポンプ場は、24時間流入する下水を常時処理する市民生活にとって非常に重要な施設である。電気設備のトラブルは短時間であっても、施設の機能停止の原因となり、市街地の浸水被害やトイレ等の排水トラブル、川や海の水質汚濁が発生し、市民生活にとって致命的なものとなる。 以上のことから、受注者には電気設備の保安に対する高度な知識は勿論のこと、全市に及び風水害等による緊急時対応への機敏性・組織的な対応力を確保するため、次のような条件が必要となる。 ①対象事業場毎に異なる保安業務担当者を選定すること。（24箇所） ②緊急時には1時間以内に施設に到着できること。 ③電気事故等に備え、区分開閉器、高圧ケーブル等の主要機器を保有すること。 ④指揮命令系統が整っている電気保安法人であること。 ⑤市と担当者間で連絡がとれない場合については、代務者を4名提示すること。 この条件を全て満たしているのは、一般財団法人九州電気保安協会しかいないため当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 施設課	093-582-2485				
件 名	契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	契約金額 (円)	契 約 締 結 日	随 意 契 約 と し た 具 体 的 な 理 由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備 考
設備保全システム保守業務 委託	日本水工設計株式会社 九州支社	2,123,000	令和6年3月13日	本業務は、設備保全システムについて年間を通じて保守及びシステム更新作業等を行うものである。 この設備保全システムは、日本水工設計株式会社で開発されたものであり、このシステムの技術内容は一般に公開されていない。そのため、開発業者である日本水工設計株式会社でないと本業務を行うことが出来ず、今回の業務履行ができない。 よって、当該業者に特命するもの。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
雨量情報システム保守業務 委託	株式会社菅原	1,045,000	令和6年3月13日	本業務は、雨量情報システムについて年間を通じて保守（運用問合せ、障害対応）を行うものである。 この雨量情報システムは、株式会社日立製作所（以下、開発業者）で開発されたものであり、このシステムの技術内容は一般に公開されていない。そのため、開発業者に本業務について見積を依頼したところ、本業務の履行については、代理店である株式会社菅原のみを窓口する旨の連絡があったところである。 また、株式会社菅原については、雨量情報システムの設置業者でもある。 よって、株式会社菅原に特命するもの。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のように記入しています。

- 公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 施設課		093-582-2485				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令	予定価格(円)	備考	
浄化センター中央操作及び新町・北湊浄化センター等運転整備等業務委託	株式会社北九州ウォーターサービス	924,200,000	令和6年3月21日	【中央操作業務】 本業務は、浄化センター中央監視室において水処理設備等の運転状況や処理工程を集中監視し、機器の遠隔操作や異常の確認と応急措置、データの記録、緊急時の連絡及び状況報告等を行うとともに、雨天時には、地域特性により異なる流入水量の状況に応じて、雨水ポンプ、汚水ポンプ、ゲート操作の稼働調整を行い、浸水防除と環境負荷低減に努める業務である。また、系列の無人化ポンプ場の遠隔監視操作により、安定的に汚水を中継するとともに、雨天時の浸水防除を行うもので、24時間有人監視のもと流入汚水を安全な水質にして確実に放流する基幹的な業務である。 汚水処理は、微生物（活性汚泥）による処理を行うため、流入する汚水の量や性状等によって空気量や微生物の量などを調整し、水質の管理を行い、下水処理の過程を監視し、微生物の活動を制御し安定した放流水質を維持しなければならない。この空気量調整と微生物活動の制御については、定型的で確立された方法がないことや浄化センターごとに流入する汚水の量や性状が異なること、ゲリラ豪雨等により発生する急激な水量変化による市街地や下水道施設の浸水防除のために施設ごとの特徴を考慮した運転が必要となることなどから、現場状況を熟知し、当該施設での実務経験に基づく適切な機器等の操作が不可欠である。 当該業者は、本市のガバナンスの下で上下水道事業の基幹業務の効率的・安定的な事業体制の維持を図ること等を目的に設立され、また、（一財）北九州上下水道協会から事業譲渡を受けた法人であり、同協会から、本市特有の地域特性や下水処理施設にノウハウを多く継承している。また、全浄化センターで雨天を想定した停電操作訓練を行うなどして、危機管理能力の向上にも努めている。他都市でも例を見ない市職員の拠点化による市職員不在の浄化センターや遠隔化による無人ポンプ場において、水処理や浸水対応運転、省エネ等のための効率的な運転を実施できる団体は同社以外にはない。したがって、浸水事故や放流水質の基準値超過を防ぎ、安心安全で安定した市民サービスを提供するため、本市浄化センターで長年蓄積された技術力とノウハウを唯一有する当該業者に特命するもの。 【運転整備業務】 ポンプ場においては、24時間休むことなく流入する汚水を浄化センターに送水するとともに、雨天時には雨水を安全に排除することが求められる。このため通常時においても雨天時に備え、ポンプ設備が確実に稼働するように整備できていなければならない。 浄化センターにおいても、日々の下水処理を行いつつ、常に雨天時の増水に対応できるよう水処理設備を整備し、故障が発生した場合は、現場での運転や操作など臨機応変な対応ができる必要がある。 そのため、委託業者主導で全ての施設において雨天時を想定した停電操作訓練を行うなどして、危機管理能力の向上に努めている。また台風や豪雨などの警戒体制に際しては、ポンプ場に常駐し、停電が発生すればゲート操作による流入量の調整から、発電機の起動、ポンプの運転再開などの一連の操作を行い、設備が故障した場合には、速やかに他の設備に切り替えて故障設備の復旧に努めなければならない。遠隔監視装置の断線や故障時には、浄化センターからの運転が出来ないため、センターへの連絡を取りつつポンプ場で一切の操作を行ない、雨水を確実に排除し、汚水は浄化センターに送水し続ける必要がある。浄化センターやポンプ場における流入水の状態は、地形や下水道管の整備状況等によりそれぞれの特徴があり、特に合流地区では、雨天時には流入水量が大幅に増加する。このため、浸水を防ぐには、流入水の状態や各施設・設備の特徴を熟知し、長年蓄積されたノウハウによる各現場での瞬時の判断や対応が不可欠である。 また汚泥処理では、発生する汚泥を安定的に脱水処理するために常に変化する汚泥性状に応じた運転が求められる。 浄化センターやポンプ場の設備は、設置されている状況や機器類の型式あるいは老朽化の状況等それぞれの違いがある。このため、適切な保安管理を行うためには、過去の修繕履歴や点検等の情報は勿論のこと、定期的な点検等により可能となる傾向管理や些細な異変等を把握することが重要である。これらの情報を持ち、状態監視を行うことで、施設の継続的な安全を保つことが可能となり、ひいては施設の長寿命化に貢献し、費用の低減に繋がる。 また、自然災害等による緊急事態に迅速かつ適切に対応し、ポンプ設備、水処理設備等の事故においても放流水質の基準値超過や浸水事故を防ぐため、バックアップ設備をいつでも稼働できるように保守・点検を行うためには、各施設・設備の特性を熟知したうえで、上記の劣化履歴情報等を把握していることが重要となる。仮に経験者であっても下水道施設の運転整備を直に行える人材を求めることはきわめて困難である。したがって、浸水事故や水処理設備等の事故による放流水質の基準超過を防ぎ、安心安全な市民サービスを安定的に提供するため、地域特性や設備機器の特性など技術力とノウハウを有している当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）		

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。
○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 施設課		093-582-2485			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
大手町ポンプ場他3ポンプ場運転整備等業務委託	九州デニターサービス株式会社	109,824,000	令和6年3月21日	大手町ポンプ場などの合流ポンプ場においては、24時間休むことなく流入する汚水を浄化センターに送水するとともに、雨天時には雨水が流入するため浸水防除の目的から安全に排除することが求められる。 また台風や豪雨などの警戒体制に際しては、ポンプ場への流入する水量が分流式よりも合流式のほうが非常に多く、ポンプ場に常駐し、停電が発生すればゲート操作による流入量の調整から、発電機の起動、ポンプの運転再開などの一連の操作を行い、設備が故障した場合には、速やかに他の設備に切り替えて故障設備の復旧に努めることは分流式よりも合流式のほうが非常に細心の注意が必要となる。 よって、ポンプ場の設備の設置状況、機器類の老朽化の状況、送水管の流下能力、合流特有の雨天時の流入特性等それぞれの違いがあり、浸水の防除に寄与することが重要である。 仮に下水道実務経験者であっても下水道施設の運転整備を直ちに行える人材を求めることはきわめて困難である。 従って、これらの運転整備等業務に必要な要件について、長年蓄積された技術力とノウハウを、唯一有している当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
日明浄化センター他3ポンプ場運転整備等業務委託	株式会社ケイ・イー・エス	310,200,000	令和6年3月21日	港町などの合流ポンプ場においては、24時間休むことなく流入する汚水を浄化センターに送水するとともに、雨天時には雨水を安全に排除することが求められる。このため通常時においても雨天時に備え、ポンプ設備が確実に稼働するように整備できていなければならない。また台風や豪雨などの警戒体制に際しては、ポンプ場に常駐し、停電が発生すればゲート操作による流入量の調整から、発電機の起動、ポンプの運転再開などの一連の操作を行い、設備が故障した場合には、速やかに他の設備に切り替えて故障設備の復旧に努めなければならない。遠隔監視装置の断線や故障時には、浄化センターからの運転が出来ないため、センターへの連絡を取りつつポンプ場で一切の操作を行ない、雨水を確実に排除し、汚水は浄化センターに送水し続けなければならない。 日明浄化センターにおいても、日々の下水処理を行いつつ、常に雨天時の増水に対応できるよう水処理設備を整備し、故障が発生した場合は、臨機応変な対応ができるように準備していなければならない。また汚泥処理では、発生する汚泥を安定的に脱水処理するために常に変化する汚泥性状に応じた運転が求められる。 このように浄化センターやポンプ場の設備は、設置されている状況や機器類の型式あるいは老朽化の状況等それぞれの違いがある。このため、適切な保安管理を行うためには、過去の修繕履歴や点検等の情報は勿論のこと、定期的な点検等により可能となる傾向管理や些細な異変等を把握することが重要である。これらの情報を持ち、状態監視を行うことで、施設の継続的な安全を保つことが可能となり、ひいては施設の長寿命化に貢献し、費用の低減に繋がる。 また、自然災害等による緊急事態に迅速かつ適切に対応し、ポンプ設備、水処理設備等の事故においても放流水質の基準値超過や浸水事故を防ぐため、バックアップ設備をいつでも稼働できるように保守・点検を行うためには、各施設・設備の特性を熟知したうえで、上記の劣化履歴情報等を把握していることが重要となる。仮に経験者であっても下水道施設の運転整備を直ちに行える人材を求めることはきわめて困難である。従って、これらの運転整備等業務に必要な要件について、長年蓄積された技術力とノウハウを、唯一有している当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。
○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先			上下水道局 施設課		093-582-2485		
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
皇后崎浄化センター運転整備等業務委託	株式会社ケイ・イー・エス	189,200,000	令和6年3月21日	皇后崎浄化センターは、日々の下水処理を行いつつ、常に雨天時の増水に対応できるよう水処理設備を整備し、故障が発生した場合は、臨機応変な対応ができるように準備していなければならない。また汚泥処理では、発生する汚泥を安定的に脱水処理するために常に変化する汚泥性状に応じた運転が求められる。 また、設置されている状況や機器類の型式あるいは老朽化の状況等それぞれの違いがあるため、適切な保安管理を行うためには、過去の修繕履歴や点検等の情報は勿論のこと、定期的な点検等により可能となる傾向管理や些細な異変等を把握することが重要である。これらの情報を持ち、状態監視を行うことで、施設の継続的な安全を保つことが可能となり、ひいては施設の長寿命化に貢献し、費用の低減に繋がる。 また、自然災害等による緊急事態に迅速かつ適切に対応し、ポンプ設備、水処理設備等の事故においても放流水質の基準値超過や浸水事故を防ぐため、バックアップ設備をいつでも稼働できるように保守・点検を行うためには、各施設・設備の特性を熟知したうえで、上記の劣化履歴情報等を把握していることが重要となる。仮に経験者であっても下水道施設の運転整備を直ちに行える人材を求めることはきわめて困難である。従って、これらの運転整備等業務に必要な要件について、長年蓄積された技術力とノウハウを、唯一有している当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
新町・北湊浄化センター薬品選定等業務委託	株式会社北九州ウォーターサービス	15,500円/汚泥固形分1t当り (新町浄化センター) 20,000円/汚泥固形分1t当り (北湊浄化センター)	令和6年3月21日	本業務は「浄化センター中央操作及び新町・北湊浄化センター等運転整備等業務委託」における新町浄化センター及び北湊浄化センターの汚泥脱水処理業務で使用する薬品の選定や在庫管理等を行う業務である。 本業務に当たっては、発生する汚泥の日々の性状を正確に把握し、それに応じた薬品の種類・注入率の最適な組合せを選定して、脱水機を運転し、目標含水率の汚泥に脱水しなければならない。 加えて、後続する下水汚泥燃料化やセメント原料の汚泥処理処分等に支障を及ぼさないように、脱水汚泥の量と安定を図ることが強く求められる。 このように、薬品選定と汚泥脱水業務とは密接に関連し、不可分であるため「浄化センター中央操作及び新町・北湊浄化センター等運転整備等業務委託」を委託する当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第6号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	単価契約 予定総額 62,869,950円

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

- 公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 施設課	093-582-2485				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
日明浄化センター薬品選定等業務委託	株式会社ケイ・イー・エス	19,200円/汚泥固形分1t当り	令和6年3月21日	本業務は「日明浄化センター運転整備等業務委託」における汚泥脱水処理業務で使用する薬品の選定や在庫管理等を行う業務である。 本業務に当っては、発生する汚泥の日々の性状を正確に把握し、それに応じた薬品の種類・注入率の最適な組合せを選定して、脱水機を運転し、目標含水率の汚泥に脱水しなければならない。 加えて、後続するセメント原料の汚泥処理処分等に支障を及ぼさないように、脱水汚泥の量と安定を図ることが強く求められる。 このように、薬品選定と汚泥脱水業務とは密接に関連し、不可分であるため「日明浄化センター運転整備等業務委託」を委託する当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第6号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	単価契約 予定総額 66,971,520円
曽根浄化センター薬品選定等業務委託	株式会社ケイ・イー・エス	10,200円/汚泥固形分1t当り	令和6年3月21日	本業務は「曽根浄化センター運転整備等業務委託」における汚泥脱水処理業務で使用する薬品の選定や在庫管理等を行う業務である。 本業務に当っては、発生する汚泥の日々の性状を正確に把握し、それに応じた薬品の種類・注入率の最適な組合せを選定して、脱水機を運転し、目標含水率の汚泥に脱水しなければならない。 加えて、後続する下水汚泥燃料化やセメント原料の汚泥処理処分等に支障を及ぼさないように、脱水汚泥の量と安定を図ることが強く求められる。 このように、薬品選定と汚泥脱水業務とは密接に関連し、不可分であるため「曽根浄化センター運転整備等業務委託」を受託した当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第6号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	単価契約 予定総額 33,547,800円

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

- 公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 施設課		093-582-2485			
件 名	契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	契 約 金 額 (円)	契 約 締 結 日	随 意 契 約 と し た 具 体 的 な 理 由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備 考
皇后崎浄化センター薬品選 定等業務委託	株式会社ケイ・イー・エス	15,800円／汚泥 固形分1 t 当り	令和6年3月21日	本業務は「皇后崎浄化センター運転整備等業務委託」における汚泥脱水処理業務で使用する薬品の選定や在庫管理等を行う業務である。 本業務に当っては、発生する汚泥の日々の性状を正確に把握し、それに応じた薬品の種類・注入率の最適な組合せを選定して、脱水機を運転し、目標含水率の汚泥に脱水しなければならない。 加えて、後続する下水汚泥燃料化やセメント原料の汚泥処理処分等に支障を及ぼさないように、脱水汚泥の量と安定を図ることが強く求められる。 このように、薬品選定と汚泥脱水業務とは密接に関連し、不可分であるため「皇后崎浄化センター運転整備等業務委託」を委託する当該業者に特命するもの。	公営企業 法施行令 第6号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	単価契約 予定総額 101,429,680円

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 施設課	093-582-2485				
件 名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令※	予定価格 (円)	備 考
脱水ケーキセメント化処理 委託	UBE三菱セメント株式会社 九州工場	14,000円／1 t 当り 【年間汚泥処分量 33,000トン以下 の場合】 17,000円／1 t 当り 【年間汚泥処分量 33,000トン超 過の場合】	令和6年3月29日	当該業者は、下水汚泥を前処理することなく最終処分する方法に関する技術をもち、他に同等の能力を有する業者がないため。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	単価契約 予定総額 639,100,000円
産業廃棄物処理業務委託	ひびき灘開発株式会社	8,500円／トン （消費税等772 円を含む額）	令和6年3月29日	本業務は、下水処理で発生する汚泥（産業廃棄物）のうち、沈砂を洗浄したもの（洗砂）を最終処分場で埋立処分を行なうものであり、産業廃棄物処分業の処理業者が業務を行なうことが法律上義務付けられている。 現在、県内で対象となる事業者は5社あるが、うち今回処理を委託する汚泥を受入れるのは、ひびき灘開発㈱1社のみである。 以上から、当該業者に特命するもの。	公営企業 法施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	単価契約 予定総額 4,675,000円

（注）「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 東部工事事務所 管理課	093-932-5793				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
蛤川1号雨水幹線（その3）家屋事後調査業務委託	株式会社満井設計	2,530,000	令和5年12月25日	本業務は、下水道工事完了後、家屋所有者からの被害の申し出に対し、その被害が工事に起因したものであるかを判定するために、家屋調査するものである。 本件は、先行委託 蛤川1号雨水幹線（その2）家屋事前調査業務委託と密接に関連している事後調査であるため。左記業者に特命するものである。	公営企業法施行令第6号	2,739,000	

（注）「根拠法令※」は次のように記入しています。

- 公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先							
上下水道局 西部工事事務所 管理課			093-644-7823				
件 名	契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	契 約 金 額 (円)	契 約 締 結 日	随 意 契 約 と し た 具 体 的 な 理 由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備 考
日峰配水池清掃業務委託	株式会社八幡ビルエンジニアリング	1,980,000	令和5年10月24日	指名競争入札に付したが、第2回入札後も落札者がいなかったため。	公営企業 法施行令 第8号	2,013,000	
星ヶ丘配水池清掃業務委託	株式会社北九州テクノサービス	990,000	令和5年12月19日	指名競争入札に付したが、第2回入札後も落札者がいなかったため。	公営企業 法施行令 第8号	1,001,000	
松尾町地内雨水（その9） 合流改善管渠築造工事に伴う 家屋事後調査業務委託	株式会社第一設計コンサルタント	2,640,000	令和5年12月25日	管渠築造工事を施工するに際して近隣家屋に影響を及ぼす可能性があり、家屋事前調査を行った。 今回は工事後の影響を調査するため、事前調査を行った家屋の事後調査を行うものであり、事前調査と密接に関連しているため、事前調査を実施した者に特命するもの。	公営企業 法施行令 第6号	2,662,000	
東鉄町地内他雨水合流改善 管渠築造工事に伴う家屋事 後調査業務委託	株式会社吉田設計事務所	1,873,000	令和5年12月5日	管渠築造工事を施工するに際して近隣家屋に影響を及ぼす可能性があり、家屋事前調査を行った。 今回は工事後の影響を調査するため、事前調査を行った家屋の事後調査を行うものであり、事前調査と密接に関連しているため、事前調査を実施した者に特命するもの。	公営企業 法施行令 第6号	1,870,000	

（注）「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号